



県章

滋賀県公報

令和8年(2026年)
2月13日
第690号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 規 則	
※滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則 (管理課)	1
○ 公 告	
滋賀県労働委員会委員に任命した者の公告 (労働雇用政策課)	1
県営土地改良事業に係る特別減歩指定公告 (耕地課)	1
公共測量実施公告 (用地事業支援課)	2
公共測量終了公告 (用地事業支援課)	3
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	3
都市計画変更の図書の写しの縦覧公告 (都市計画課)	3
○ 県 税 事 務 所 公 告	
軽油引取税免税軽油使用者証無効公告 (中部)	3
○ 企 業 庁 公 告	
一般競争入札の公告	4

規 則

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年2月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

滋賀県規則第3号

滋賀県収入証紙規則の一部を改正する規則

滋賀県収入証紙規則 (昭和53年滋賀県規則第20号) の一部を次のように改正する。

第1条の2に次の1号を加える。

- (5) 地方自治法第243条の2第2項に規定する指定公金事務取扱者が同条第1項の規定により委託を受けた公金の収納に関する事務に係る使用料または手数料を収納するとき。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

公 告

滋賀県労働委員会委員に任命した者の公告

労働組合法 (昭和24年法律第174号) 第19条の12第3項の規定に基づき、令和8年2月1日付けで滋賀県労働委員会委員を次のとおり任命した。

令和8年2月13日

滋賀県知事 三日月 大 造

労働者委員 師玉 憲治郎

県営土地改良事業に係る特別減歩指定公告

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定により、県営上安曇地区土地改良事業の施行において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、地積を特に減じて換地を

定める土地として指定した。

令和8年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

従前の土地の表示

市	町	大字	字	地番	地目	用途	地積(m ²)	特に減ずる地積(m ²)	摘要
高島市	安曇川町 三尾里		上御殿	72-1	田	田	1132	850	
〃	安曇川町 田中		太鼓堂	1191	〃	〃	1510	850	
〃	〃		貝倉	699	〃	〃	1298	850	
〃	〃		川尻	1679	〃	〃	1213	850	
〃	〃		大道浦	721-1	〃	〃	1291	600	

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、近江八幡市長 小西 理から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(都市計画基本図作成、3D都市モデル作成)
- 作業の地域 近江八幡市全域
- 作業の期間 令和7年7月28日から令和8年3月25日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 作業の地域 東近江市勝堂町、愛知郡愛荘町栗田
- 作業の期間 令和7年12月15日から令和8年3月19日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 作業の地域 東近江市青野町
- 作業の期間 令和8年1月6日から令和8年3月27日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 作業の種類 公共測量(地形測量)
- 作業の地域 長浜市木之本町川合
- 作業の期間 令和8年1月16日から令和8年3月23日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和8年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業の地域 甲賀市甲南町野尻
- 3 作業の期間 令和8年1月30日から令和8年6月17日まで

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業の地域 米原市磯、朝妻筑摩
- 3 作業の終了日 令和7年12月17日

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、測量計画機関の長である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

令和8年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基準点測量)
- 2 作業の地域 大津市北比良、南比良
- 3 作業の終了日 令和8年1月16日

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

米原市が令和8年2月13日に決定した彦根長浜都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

米原市が令和8年2月13日に変更した米原東北部都市計画特定用途制限地域に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和8年2月13日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県長浜土木事務所管理調整課 長浜市平方町1152-2

県 税 事 務 所 公 告**軽油引取税免税軽油使用者証無効公告**

次のとおり軽油引取税の免税軽油使用者証を亡失した旨の届出があったので、亡失の日以後は無効とする。

令和8年2月13日

滋賀県中部県税事務所長 山本 義宜

業種	記号・番号	有効期限	免税軽油使用者証に記載された使用者の所在地および氏名(名称)	亡失年月日
農業	滋賀県 第9298298号	令和9.3.31	東近江市葛巻町397番地 農事組合法人ファーム葛巻	令和8.2.5

企業庁公告

一般競争入札の公告

令和8年度における水道用薬品単価基本契約について、次のとおり特定調達契約に係る一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6第1項の規定により公告する。

令和8年2月13日

滋賀県企業庁長 藤原 久美子

1 入札に付する事項

(1) 購入物品名および年間購入予定数量

ア 水道用ポリ塩化アルミニウム(10%液) 1,241,000kg

イ 水道用次亜塩素酸ナトリウム(12%液) 607,000kg

ウ 水道用液体苛性ソーダ(20%) 24,000kg

エ 液化炭酸ガス(可搬式超低温液化ガス容器納入) 7,400kg

オ 液化炭酸ガス(タンクローリーによる納入) 70,000kg

カ 水道用粉末活性炭【超高性能】(袋入り) 91,400kg

キ 水道用粉末活性炭【超高性能】(フレコンパック入り) 57,400kg

ク 水道用粉末活性炭【ドライ炭】(粉粒体運搬車による納入) 9,100kg

なお、処理水量、水質等の変動により購入数量は変動するため、上記購入予定数量は、発注を担保するものではない。

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書および仕様書(以下「入札説明書等」という。)による。

(3) 納入期限 令和8年4月1日(水)から令和9年3月31日(水)までのうち当庁が指定する期日

(4) 納入場所 入札説明書等による。

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

(1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。

(3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。

(4) 入札参加者に必要な資格等(令和7年滋賀県告示第20号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所において資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手續に間に合わないことがある。

滋賀県物品・役務電子調達システムまたは滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
電話 077-528-4314

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 提出不要

4 入札執行の日時、場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所および問合せ先 滋賀県企業庁経営課 〒520-2401 野洲市吉川3382 電話 077-589-4608

(2) 契約条項を示す期間 令和8年2月13日(金)から令和8年3月26日(木)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の9時から17時まで(正午から13時までを除く。)

(3) 入札説明書等の交付方法 (1)に示す場所または郵送により交付するほか、滋賀県ホームページ「事業者の方」の「入札・売却・指定管理」の「公告一覧(物品・委託・役務)」からダウンロードすることができる。郵送による交付を希望する場合の送料は、自己負担とする。

- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。
- (5) 入札書の提出期限 令和8年3月26日(木)12時
- (6) 入札書の提出場所および提出方法 紙の入札書を、次に示す場所に、(5)の入札書提出期限までに郵送または持参により提出するものとする。なお、入札書の封緘方法および入札書に記載する日付は入札説明書による。また、郵送により提出する場合は、書留郵便(一般書留または簡易書留)により期限までに必着させなければならない。
滋賀県企業庁経営課 〒520-2401 野洲市吉川3382
- (7) 開札の日時および場所 令和8年3月26日(木)15時30分 滋賀県企業庁新管理本館1階小会議室 野洲市吉川3382

5 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県公営企業会計規程(昭和47年滋賀県企業庁規程第10号)第99条および第109条において準用する滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。
 - (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 保証金 入札保証金および契約保証金については、免除する。
- 7 契約書の作成の要否 要
- 8 同等品による入札 同等品による入札は認めない。
- 9 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。
- (1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札
 - (2) 虚偽の申請等を行った者のした入札
- 10 落札者の決定方法 この公告に示した契約を履行することができると滋賀県企業庁が認めた入札参加者であって、滋賀県公営企業会計規程および滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
なお、落札者は、1(1)に示す購入物品ごとに決定する。
- 11 支払条件 単価契約により都度支払うものとする。前金払および部分払は行わない。
- 12 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨
- 13 その他必要事項

- (1) 入札参加者は、開札日の前日までの間において滋賀県企業庁から提出書類に関し説明を求められた場合は、自らの負担において説明をすること。
- (2) 代理人が入札を行う場合、代理人は入札開始前に入札執行者に委任状を提出しなければならない。なお、この場合の委任状の提出方法ならびに入札書への記名および押印については入札説明書による。
- (3) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者または失格となった者は、再度の入札に参加することができない。
- (4) 落札者は、落札決定の日以後速やかに契約書を契約担当者に提出しなければならない。
- (5) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあった場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。
- (6) その他 詳細は、入札説明書等による。

14 Summary

- (1) Nature and quantity of products to be purchased : chemical for water
- (2) Deadline for tender : 12 : 00, March 26th, 2026
- (3) For further information, contact : Management Division, Public Enterprise Agency, Shiga Prefectural Government, 3382, Yoshikawa, Yasu-shi, Shiga, 520-2401 Japan TEL 077-589-4608

